

静岡県がんセンター局管理規程第3号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年8月5日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第10条 管理者は、職員に第7条第1項又は第8条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第7条第2項又は第8条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち<u>4時間</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて当該<u>4時間</u>の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>2 管理者は、週休日の振替え（前項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は<u>4時間</u>の勤務時間の割振り変更（同項の規定に基づき、勤務日の勤務時間のうち<u>4時間</u>の勤務時間を当該勤務日</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第10条 管理者は、職員に第7条第1項又は第8条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第7条第2項又は第8条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち<u>半日勤務時間（3時間30分から4時間15分までの範囲内で職員の勤務時間を考慮して管理者が定める時間）</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて当該<u>半日勤務時間</u>の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>2 管理者は、週休日の振替え（前項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は<u>半日勤務時間</u>の勤務時間の割振り変更（同項の規定に基づき、勤務日の勤務時間のうち<u>半日勤務時間</u>の勤務時間</p>

に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 管理者は、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 管理者は、週休日の振替え又は半日勤務時間の勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。